

# **大空町 子ども・子育て支援事業計画**

**平成 26 年度  
(平成 30 年 3 月一部改訂)  
大空町**

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の性格と位置づけ.....	2
(1) 法的位置づけ .....	2
(2) 大空町計画体系等における位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	4
4 計画の策定体制と策定の経過.....	4

## 第2章 大空町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計データからみた子どもを取り巻く状況.....	6
(1) 人口 .....	6
(2) 人口動態 .....	6
(3) 世帯類型 .....	7
(4) 年齢別の就業状況 .....	8
(5) 晩婚化・非婚化の状況 .....	9
2 教育・保育施設の利用状況.....	10
(1) 就学前子どもの教育・保育施設の利用状況 .....	10
(2) 放課後児童クラブの利用状況 .....	10
3 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況.....	11
(1) 幼稚園、保育園などに望むこと .....	11
(2) 小学校教育で重視すべきこと .....	12
(3) 大空町の子育て環境 .....	13
(4) 望まれる取り組み .....	14

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）.....	15
2 基本目標 .....	16
3 施策の体系 .....	17
4 将来フレーム .....	18

## 第4章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域 .....	19
2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域 .....	19
3 事業量見込みの算出方法.....	20
(1) 算出項目 .....	20
(2) 算出方法 .....	21
(3) 量の見込みの算出イメージ .....	21

<b>4 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制</b>	<b>21</b>
(1) 女満別地区 [量の見込みと提供体制]	22
(2) 東藻琴地区 [量の見込みと提供体制]	24
<b>5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制</b>	<b>26</b>
(1) 利用者支援に関する事業	26
(2) 地域子育て支援事業	26
(3) 妊婦健康診査	27
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	28
(5) 養育支援訪問事業等	28
(6) 子育て短期支援事業	29
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	30
(8) 一時預かり事業	31
(9) 時間外（延長）保育事業	32
(10) 病児・病後児保育事業	33
(11) 放課後児童健全育成事業	34
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）	35
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）	35
<b>第5章 分野別施策の展開</b>	<b>36</b>
<b>第6章 計画の推進</b>	
1 計画の推進にあたっての役割分担と連携	43
2 計画の進行管理	44
<b>資料編</b>	
1 条例	45
2 子ども・子育て会議委員名簿	47
3 用語説明	48

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

近年、わが国においては、急速な少子化の進行や核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されたところです。この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものです。

「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度(2015年度)から本格的にスタートするにあたり、子ども・子育て関連3法のひとつである「子ども・子育て支援法」に基づき、区市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

大空町においては、平成22年3月に『大空町次世代育成支援・地域行動計画〔後期計画〕』を策定し、平成26年度までを計画期間として、すべての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。しかしながら、子どもと家庭をとりまく状況が大きく変化している中、未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整えることが、今、まさに社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。

大空町の策定する「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、大空町の一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための計画です。

## 2 計画の性格と位置づけ

### (1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

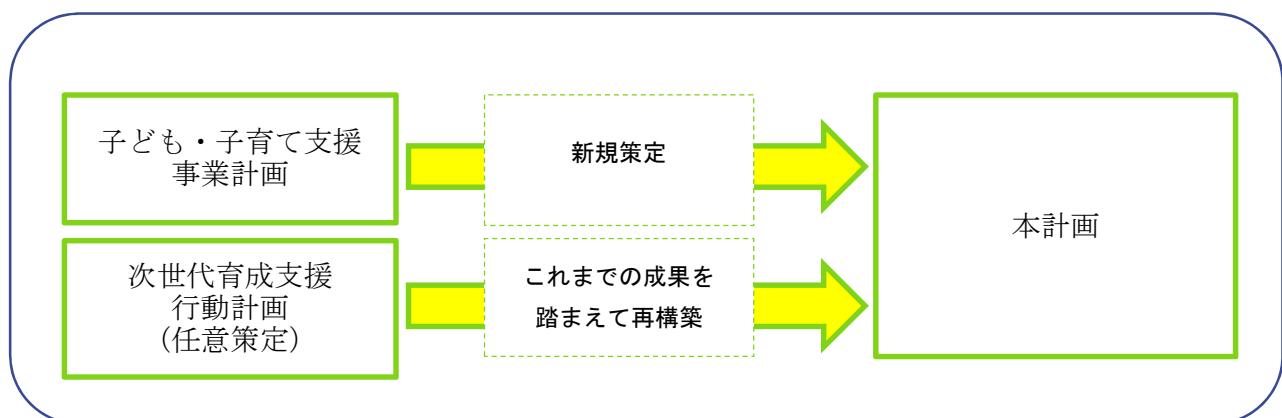
#### 子ども・子育て支援法

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的には、同法第 60 条に基づき、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「子どものための教育・保育給付」の需給量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需給量の見込み、それらの提供体制確保策を定めます。

また、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、乳幼児期の子育て支援である「市町村子ども・子育て支援事業計画」の枠組みにとどまらず、「大空町次世代育成支援行動計画」で構築された支援体制を継承する計画として位置付けるものとします。

本計画の位置づけイメージ

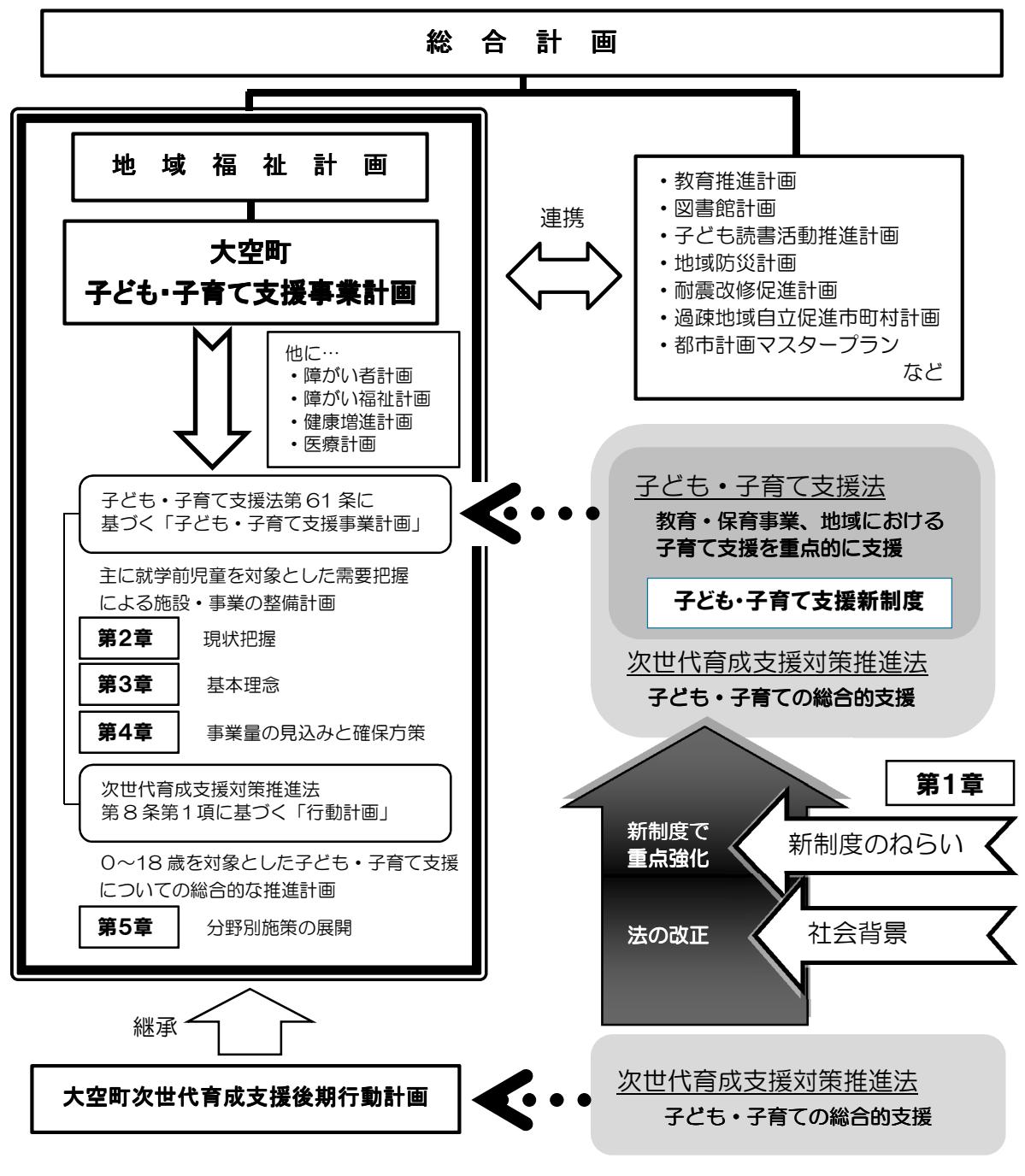


## (2) 大空町計画体系等における位置づけ

本計画は、“大空と大地の中でふれあいと語らいで創る感動のまち”を目指す「大空町総合計画」を上位計画に、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの部門別計画となるものです。

子ども・子育て関連3法、学校教育法、児童福祉法のみならず、保健・医療など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えられるため、総合計画をはじめとした関連計画と足並みをそろえたものとともに、次世代育成支援行動計画で掲げた各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけていきます。

### ＜各計画との関連イメージ＞



### 3 計画の期間

本計画は、平成 27 から 31 年の 5 年間を計画期間とするものです。

但し、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。ただし、見直しを行った場合でも、計画期間については、平成 31 年度までとします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
子ども・子育て支援事業計画〔第 1 期〕									
↑ 必要に応じ 中間見直し		見直し		子ども・子育て支援事業計画〔第 2 期〕					

### 4 計画の策定体制と策定の経過

#### 【子ども・子育て会議の設置】

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

#### 【会議開催状況】

開 催 日	議 題
平成 25 年 12 月 10 日	(1) 会議の運営について (2) 子ども・子育て支援新制度の概要について (3) 大空町子ども・子育て会議について (4) 大空町における子ども・子育て支援の現状について (5) 子育て支援に関する住民ニーズ調査について
平成 26 年 3 月 25 日	(1) ニーズ調査集計結果について (2) 国の動向について
平成 26 年 5 月 30 日	(1) 大空町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について (2) 大空町の教育・保育提供区域の設定について (3) 大空町の教育・保育に係る量の見込みについて
平成 26 年 8 月 29 日	(1) 大空町子ども・子育て支援事業計画素案について (2) 子ども子育て支援新制度にかかる条例制定について
平成 27 年 2 月 9 日	(1) 大空町子ども・子育て支援事業計画案について (2) 次年度以降の子ども・子育て会議について

## [アンケート調査の実施]

計画の策定に先立ち、本町における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前の子どもや小学生の保護者を対象とするアンケート調査を平成 26 年 2 月に実施しました。

配布数	回収数	回収率
469 票	293 票	62.5%

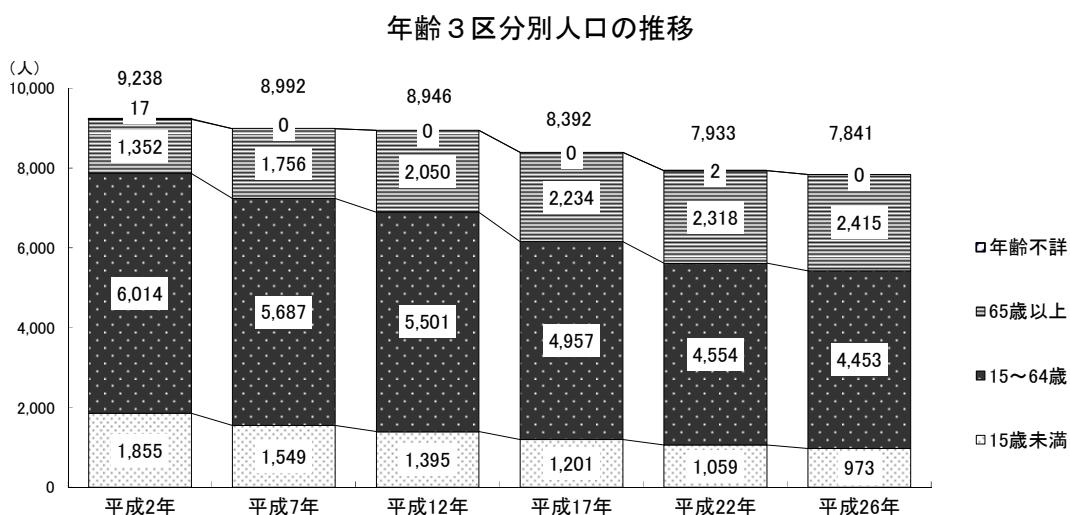


## 第2章 大空町の子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 統計データからみた子どもを取り巻く状況

#### (1) 人口

住民基本台帳による平成26年1月1日現在の本町の人口は7,841人で、15歳未満人口973人となっています。いずれも長期的に減少傾向が続いている、少子・高齢化現象が顕著に表れています。



資料：国勢調査（平成26年のみ、住民基本台帳）

#### (2) 人口動態

近年の人口動態をみると、出生は年間に50～70人程度、死亡が年間80～100人程度で推移しており、自然動態、社会動態のいずれも減少が続いている。

人口動態の推移

年	人口						婚姻 (組)	離婚 (組)		
	自然動態			社会動態						
	出生	死亡	自然 増減	転入	転出	社会 増減				
平成19年	65	80	-15	289	421	-132	-147	36 13		
平成20年	70	87	-17	286	351	-65	-82	41 14		
平成21年	69	94	-25	270	387	-117	-142	44 12		
平成22年	58	91	-33	275	324	-49	-82	24 9		
平成23年	51	101	-50	272	361	-89	-139	30 10		
平成24年	61	95	-34	252	295	-43	-77	29 13		
平成25年	52	100	-48	239	321	-82	-130			

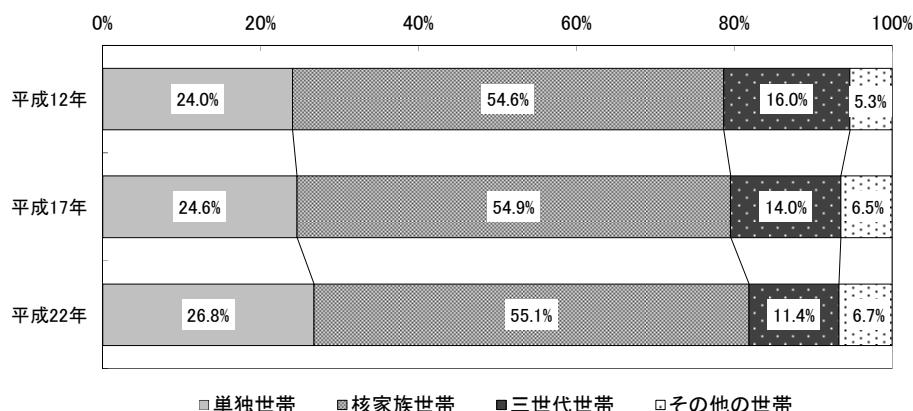
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

### (3) 世帯類型

平成 22 年の世帯類型別の世帯数は、核家族世帯が 1,630 世帯（約 56%）など表の通りで、町全体では、単独世帯の割合が高まってきています。また、「夫婦と子供のみの世帯」が減っています。また、18 歳未満の親族のいる世帯数は、平成 22 年では 707 世帯（約 24%）で、世帯数、構成比ともに減少傾向が続いています。

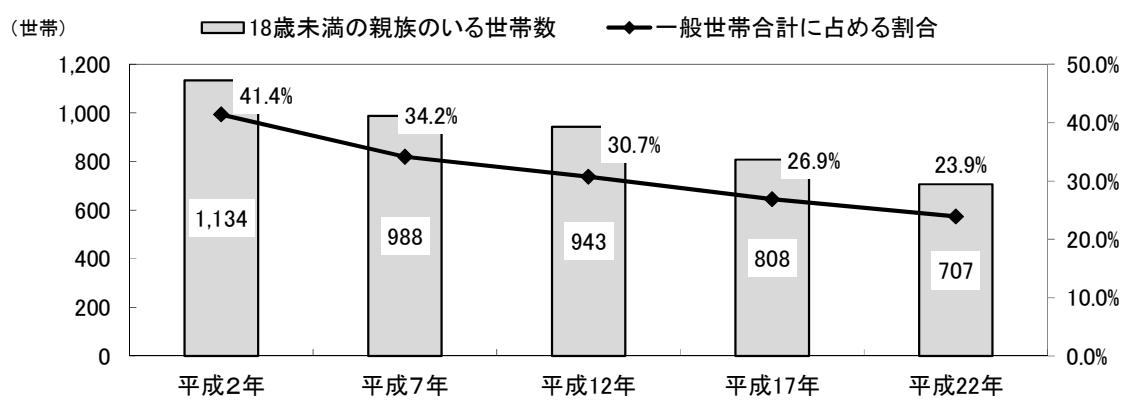
世帯類型等の推移

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
単独世帯	416	602	738	740	792
核家族世帯	1,596	1,589	1,676	1,652	1,630
夫婦のみの世帯	600	680	742	767	763
夫婦と子供のみの世帯	869	782	779	703	660
ひとり親と子供のみの世帯	127	127	155	182	207
三世代世帯	594	535	491	420	338
その他の世帯	133	167	164	195	199
合計	2,739	2,893	3,069	3,007	2,959



資料:国勢調査

18 歳未満の親族のいる世帯数の推移



資料:国勢調査

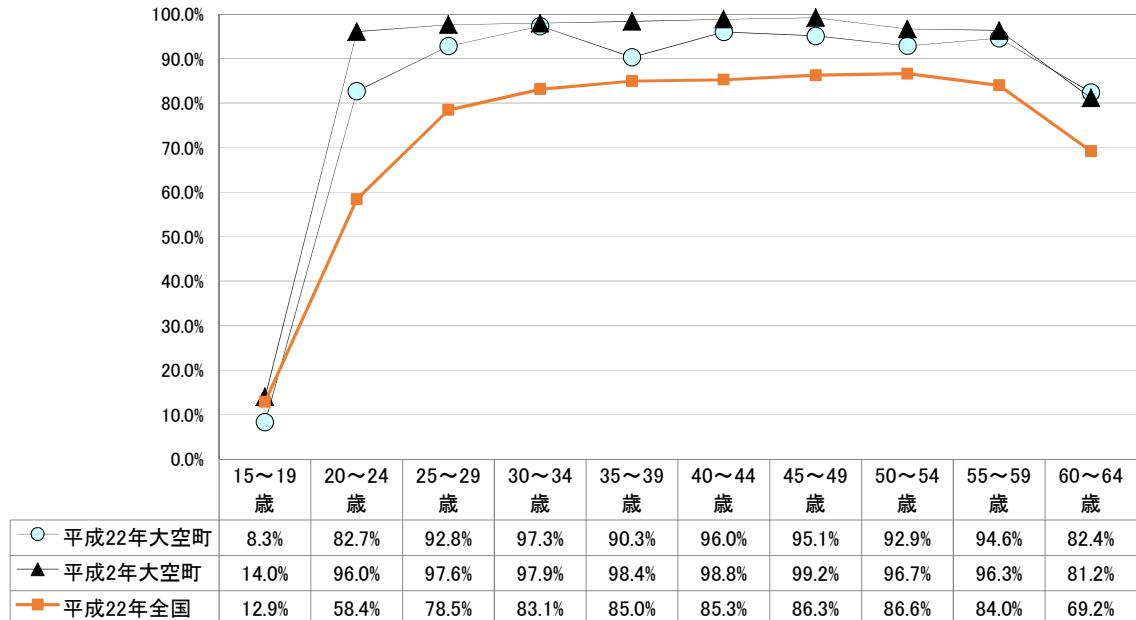
#### (4) 年齢別の就業状況

平成 2 年と 22 年の男女別・年齢別の就業率を比較すると、出産・子育て期である 20 から 30 歳代では、男性の就業率が全体的に下がっており、女性も 30 から 34 歳を除いては、就業率は下がっています。

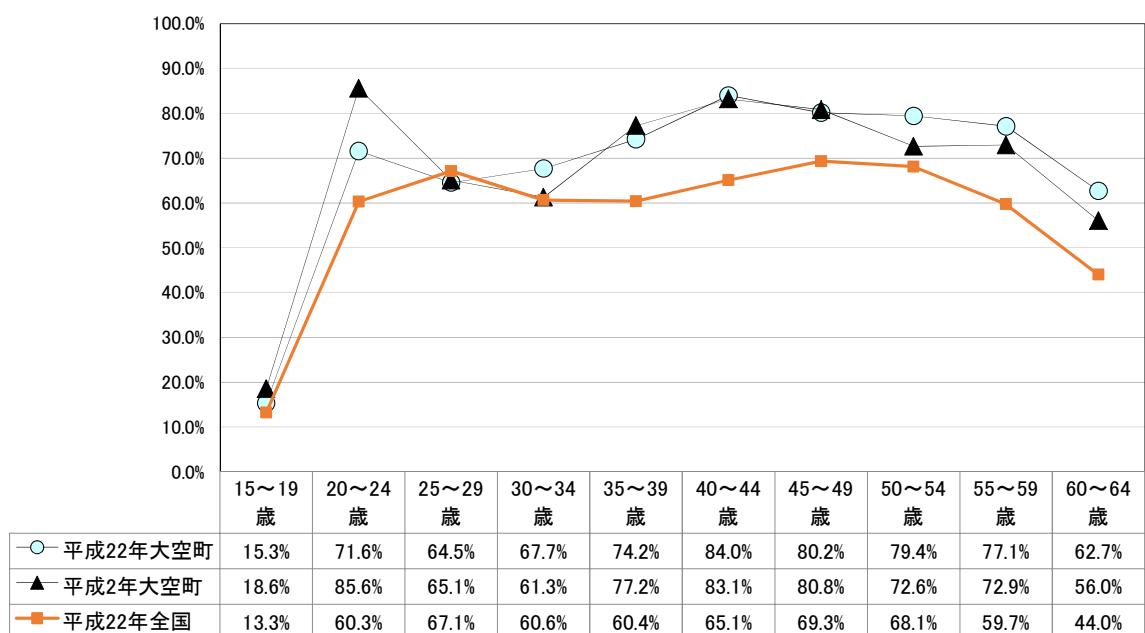
また、平成 22 年度について、本町と全国を比較すると、本町の就業率は、20 歳代後半の女性を除いて男女とも 20 から 30 歳代は全国値を概ね上回っており、就業と子育ての両立支援が他地域以上に求められる地域であると言えます。

男女別・年齢別の就業率

男性



女性



資料：国勢調査

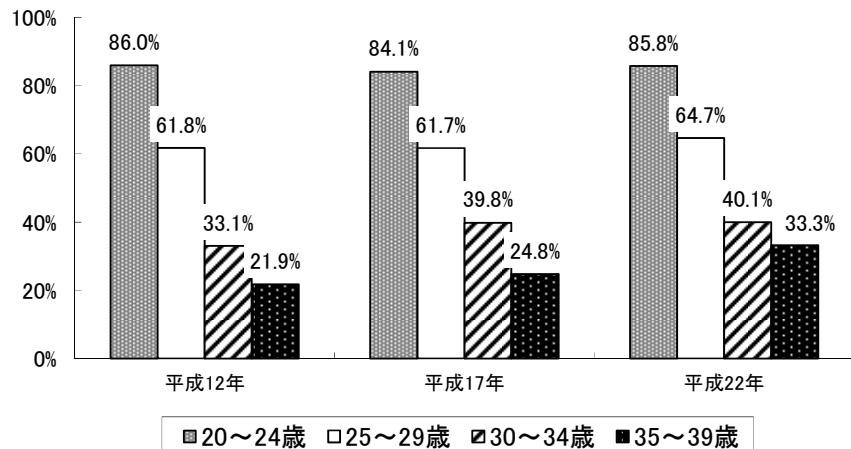
## (5) 晩婚化・非婚化の状況

平成22年の20代、30代の未婚率（離婚した人は含まない）をみると、35から39歳の層での男性の33%が未婚となっており、平成12年の1.5倍に上昇しています。

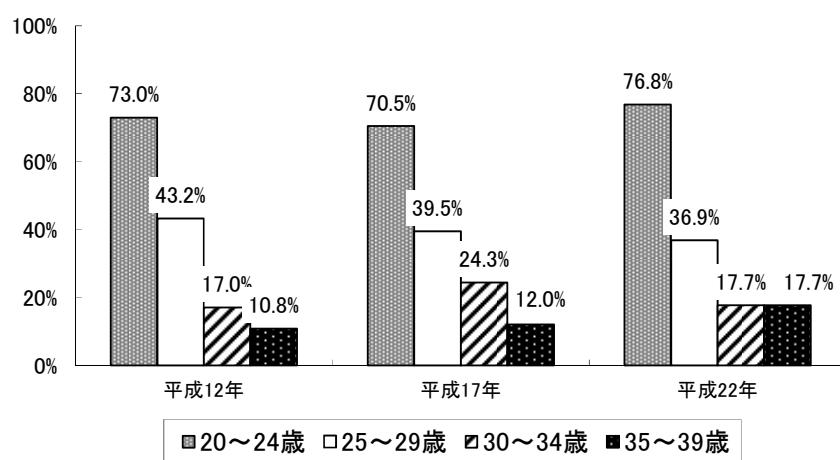
また、女性も、35から39歳の層で18%が未婚となっています。この年齢層の未婚率は、平成12年から、1.6倍に上昇しており、男女ともに晩婚化・非婚化の傾向が見てとれます。

未婚率の推移

[男性]



[女性]



資料：国勢調査

## 2 教育・保育施設などの利用状況

ここでは、就学前子どもの教育・保育施設及び小学校の状況について、整理します。

### (1) 就学前子どもの教育・保育施設の利用状況

本町には、公立幼稚園が2園、へき地保育所が2園あり、240人の就学前児童の教育・保育を実施しています。

町内の幼稚園、へき地保育所等の利用状況（平成26年5月）

地区	区分	名称	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
女満別	幼	女満別幼稚園				38	41	53	132
	へき地	豊住保育園	2	13	15	4	9	0	43
小計			2	13	15	42	50	53	175
東藻琴	幼	東藻琴幼稚園				18	20	16	54
	へき地	東藻琴保育園		4	7				11
小計				4	7	18	20	16	65
合計			2	17	22	60	70	69	240

### (2) 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブはそれぞれの小学校区に町営のものがあり、平成26年現在で149人の児童が利用しています。

放課後児童クラブの利用人数（平成26年）

クラブ名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
女満別児童クラブ	24	37	10	27	7	11	116
東藻琴児童クラブ	7	11	5	3	5	2	33
合計	31	48	15	30	12	13	149

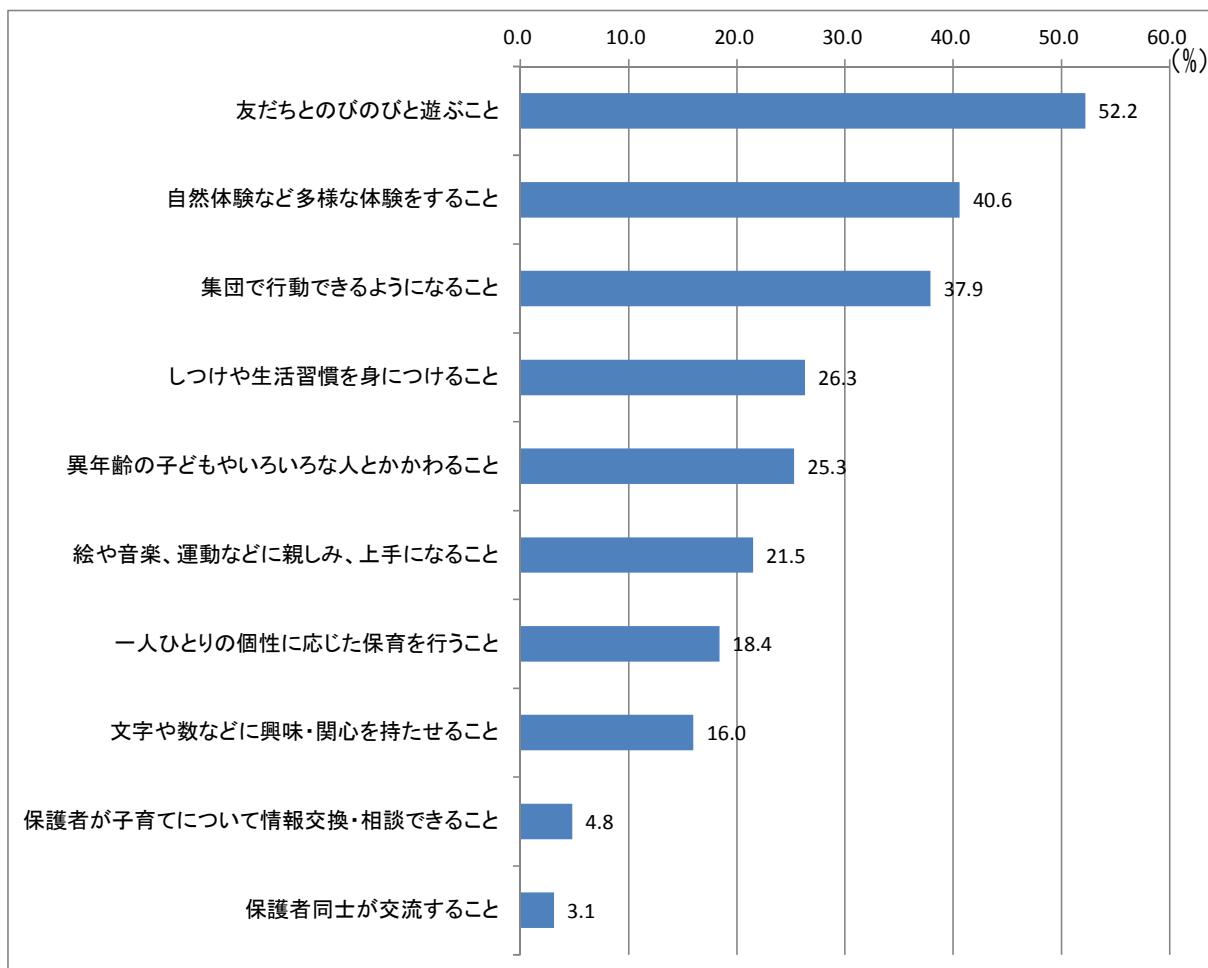
### 3 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況

ここでは、平成 25 年度に実施したアンケート結果から、本町における状況を整理します。

#### (1) 幼稚園、保育園などに望むこと

幼稚園、保育園などに望むことについては、「友だちとのびのびと遊ぶこと」(52.2%)が最も多く、次いで「自然体験など多様な経験をすること」(40.6%)、「集団で行動できるようになること」(37.9%)と続きます。

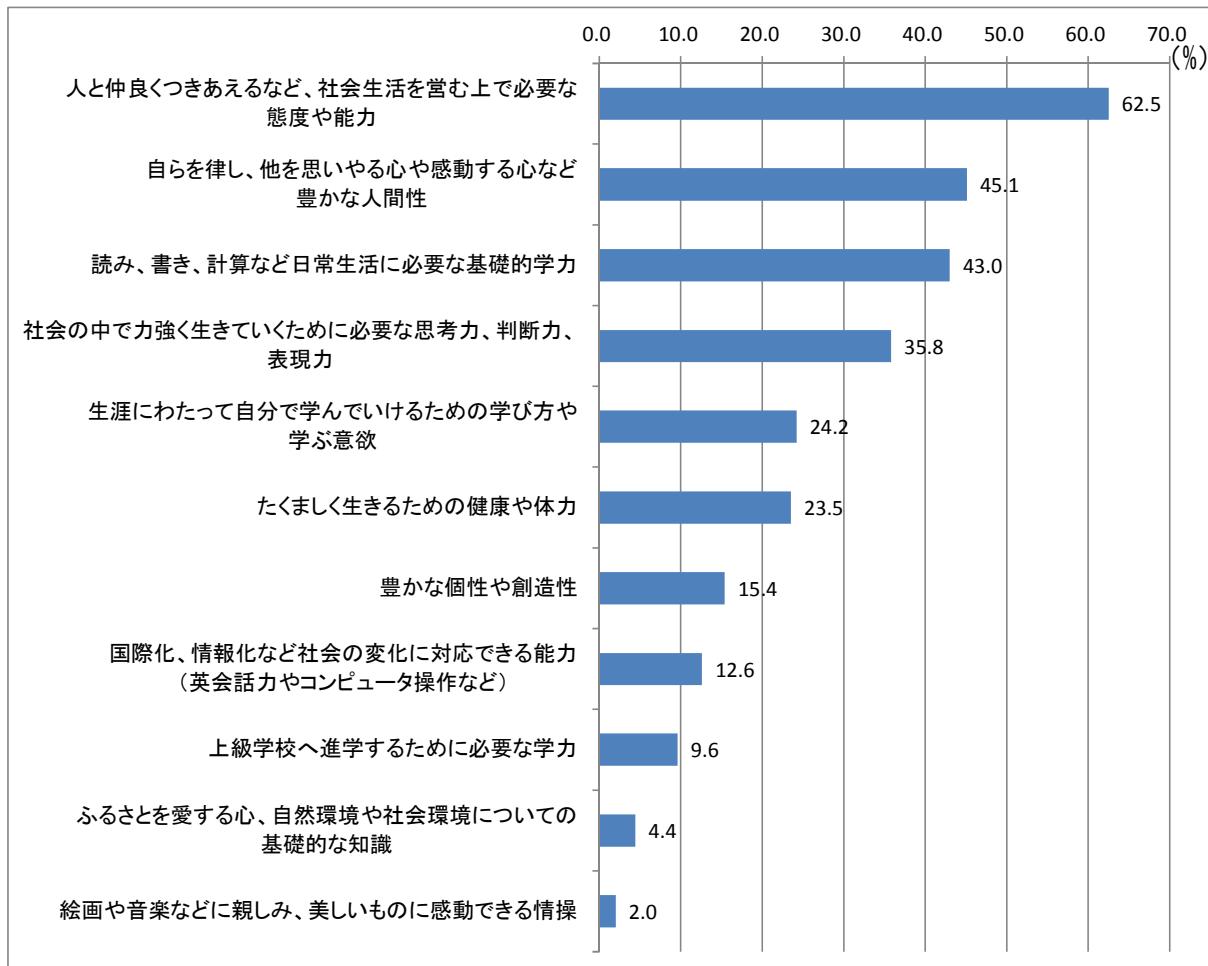
保育所に望むこと（複数回答）



## (2) 小学校教育で重視すべきこと

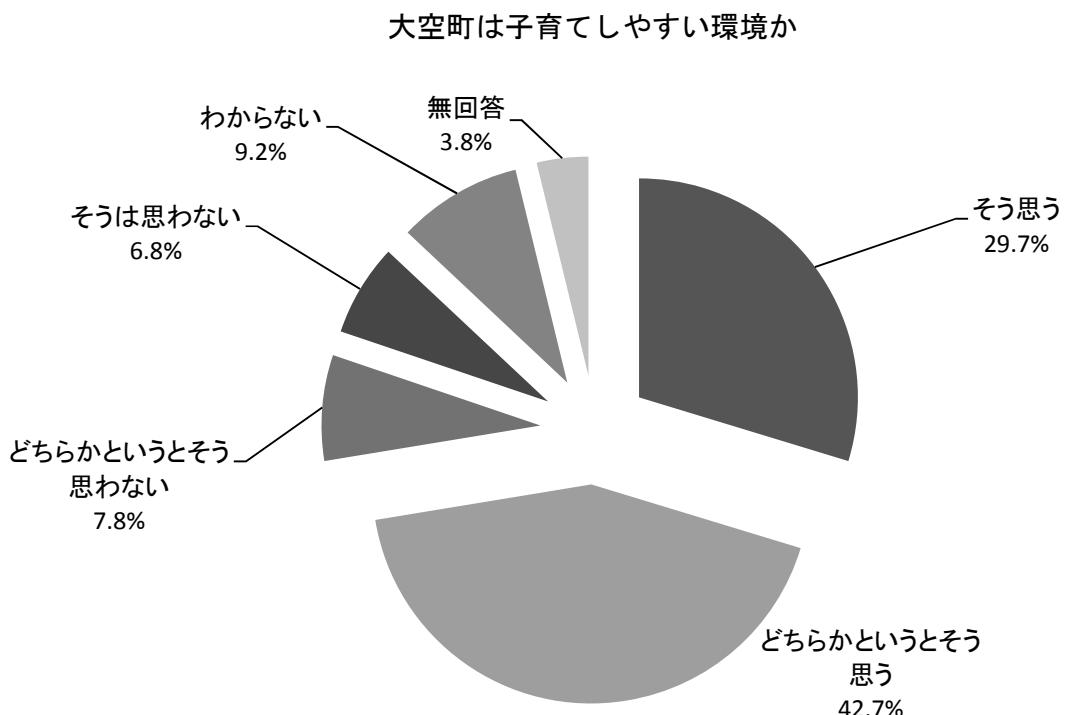
小学校教育で重視すべきだと思うことについては、「人と仲良くつきあえるなど、社会生活を営む上で必要な態度や能力」(62.5%)が最も多く、6割を超えています。

小学校教育で重視すべきこと（複数回答）



### (3) 大空町の子育て環境

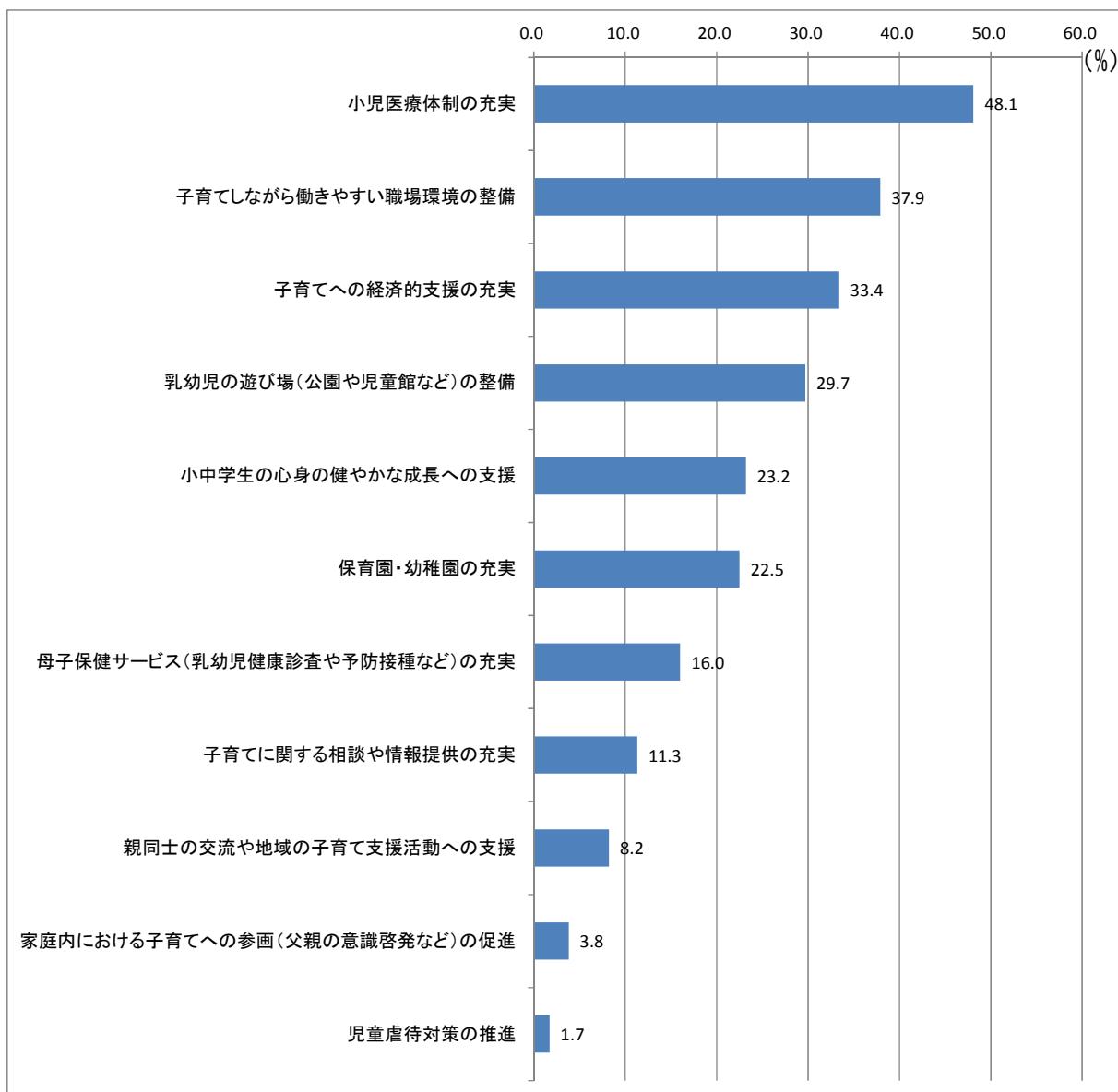
大空町が子育てしやすいまちだと思うかについては、「とてもそう思う」「どちらかというとそう思う」を合わせて 72.4%で、「どちらかというとそう思わない」「そうは思わない」を合わせた 14.6%となっており、子育てをしやすいと感じている人が7割を超えていました。



#### (4) 望まれる取り組み

子育てしやすいまちづくりのために今後重要と考える施策については、「小児医療体制の充実」(48.1%)が最も多く、次いで「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」(37.9%)、「子育てへの経済的支援の充実」(33.4%)と続きます。

子育てをしやすいまちづくりのために重要と考える施策（複数回答）



# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

本計画は、「大空町次世代育成支援後期行動計画」の後継計画的な性格を有する計画であることなどから、「次世代育成支援後期行動計画」における基本理念を踏襲するものとし、本町における子ども・子育てビジョンとして次のように設定します。

### 子の育ち

人と人との関わりを通じて、豊かな人間性を形成し、自立した次代の親になっていくことを支援する。

### 親の育ち

親が子どもの生活に喜びを感じながら子育てを通じて、親も育っていく環境づくりを支援する。

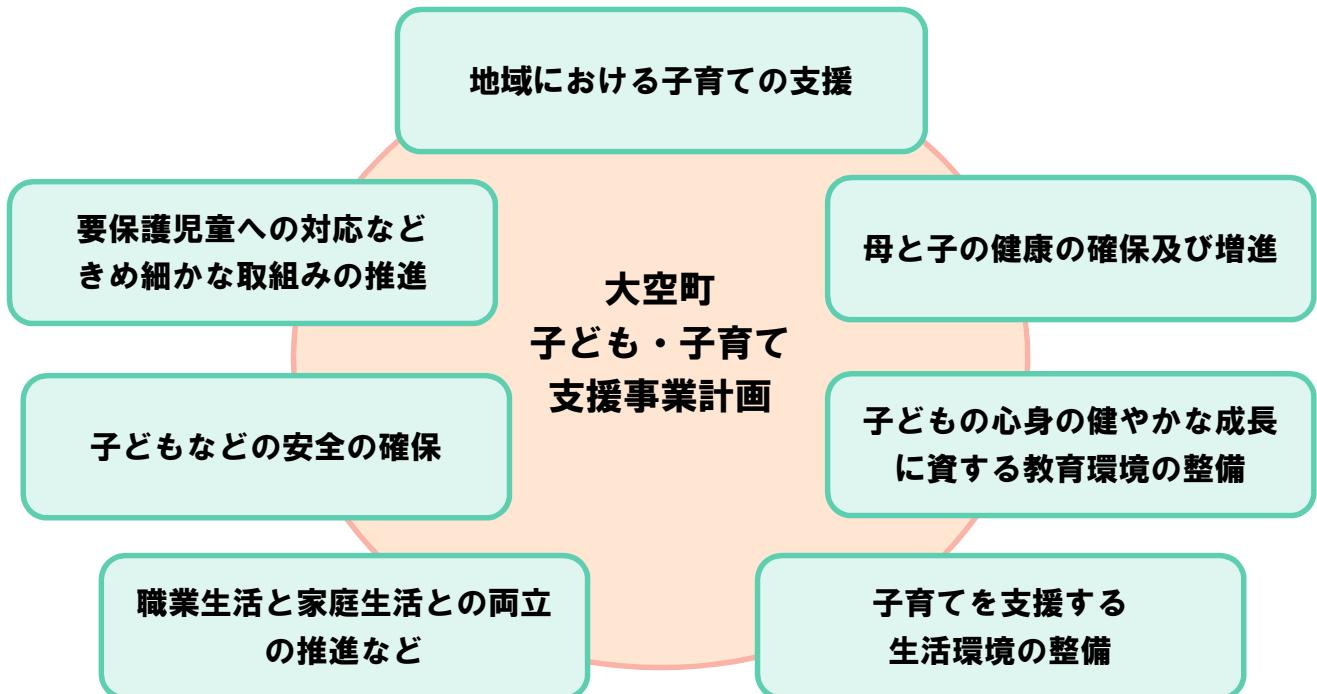
### 地域の育ち

地域が人々との交流を通じて、子育ての喜び苦労を分かち合い、支援の輪が広がる環境づくりを支援する。

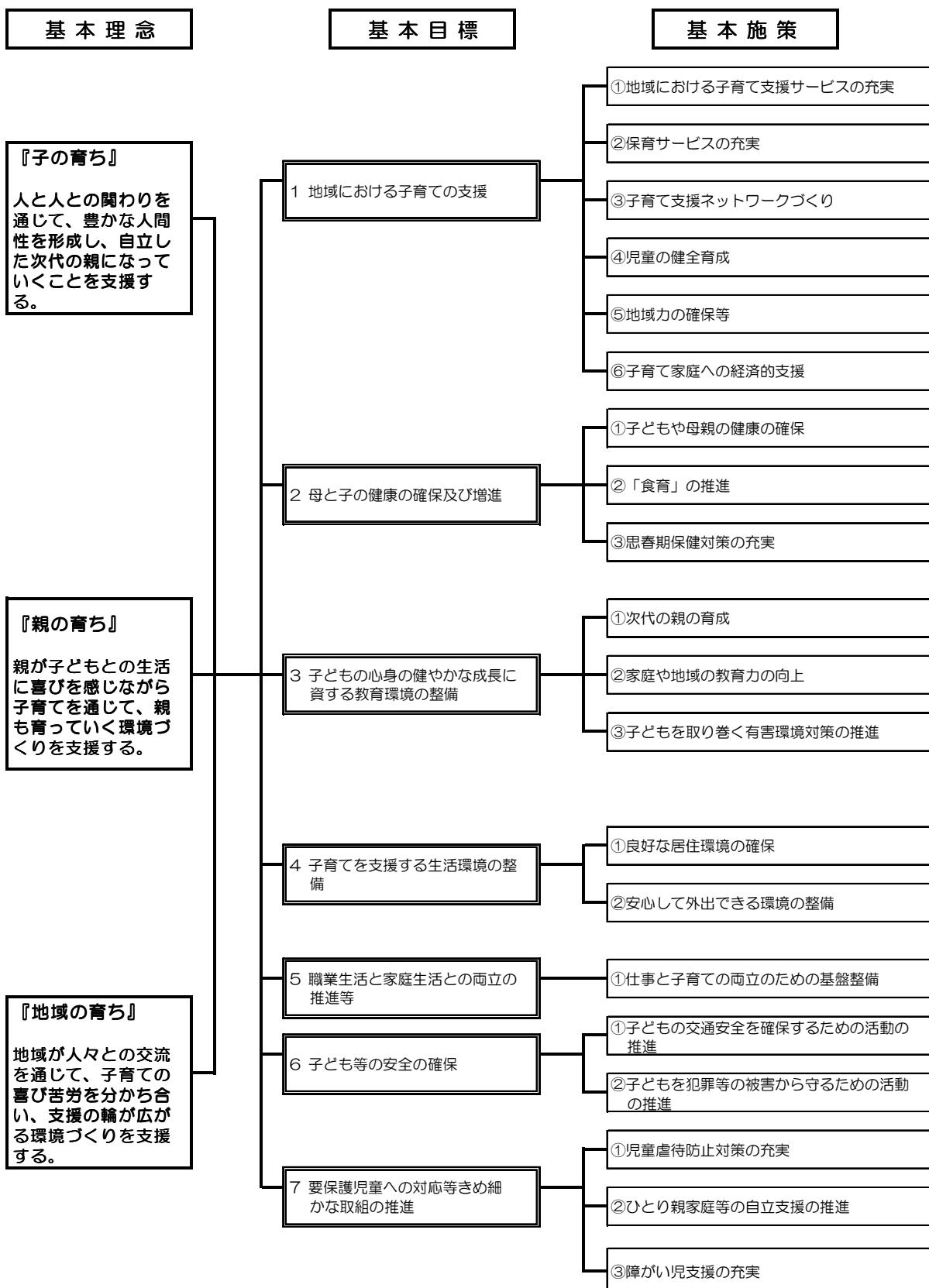


## 2 基本目標

子ども・子育てビジョン（基本理念）を踏まえ、本計画の基本目標を次の7つとします。



### 3 施策の体系



## 4 将来フレーム

### [人口推計について]

大空町における子ども・子育て支援に関する将来のニーズ量等を推計するための将来フレームとして、年齢別の将来人口推計を行いました。

将来人口推計にあたっては、住民基本台帳による各年4月1日現在の性別・1歳別の人ロデータを現況データとして採用し、推計手法としてはコホート法を用いています。

### [子ども人口の見通し]

0歳から17歳の子ども人口については、平成26年から平成31年にかけ減少が見込まれます。このうち、就学前の子ども人口（0歳から5歳）については、17%の減少が見込まれます。同期間に、小学生人口（6歳から11歳）については約8%の減少がそれぞれ見込まれます。

年齢	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	52	52	50	48	46	46
1歳	47	52	52	50	48	46
2歳	54	47	51	51	49	47
3歳	65	54	49	53	53	50
4歳	62	66	53	48	52	52
5歳	75	62	67	54	49	53
0～2小計	153	151	153	149	143	139
3～5小計	202	182	169	155	154	155
0～5小計	355	333	322	304	297	294
6～8小計	193	208	199	201	178	166
9～11小計	202	200	189	190	203	197
6～11小計	395	408	388	391	381	363
0～17計	1,181	1,165	1,129	1,111	1,075	1,055

-17%

-8%

## 第4章 量の見込みと提供体制

### 1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、本計画の策定にあたり、「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの量の見込み(必要利用定員総数)」や「確保方策」、「実施時期」を記載することとなっています。

内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる区域にて設定することとなっています。

本町では、就学前児童数や施設立地のバランス等を考慮し、教育・保育提供区域を「旧行政区にもとづく2区域」とします。

本町の教育・保育提供区域

提供区域名	区域面積(km <sup>2</sup> )	幼稚園の数	へき地保育所の数
女満別	159.24	1	1
東藻琴	184.38	1	1
合 計	343.62	2	2

(平成26年4月1日現在)

### 2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、後掲の量の見込みを勘案した上で、事業の性質や実施状況を踏まえ、以下を各事業の提供区域とします。

地域子ども・子育て支援事業名	
地域子育て支援拠点事業（2区域）	放課後児童クラブ（2区域）
妊婦健康診査（1区域）	養育支援訪問（1区域）
乳児家庭全戸訪問事業（1区域）	延長保育事業（2区域）
病児・病後児保育事業（1区域）	一時預かり事業（1区域）
ファミリー・サポート・センター事業（1区域）	子育て短期支援事業（1区域）
※新規事業	
利用者支援（1区域）	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（1区域）
実費徴収に係る補足給付を行う事業（1区域）	

### 3 事業量見込みの算出方法

本事業計画における事業量を推計するにあたり、推計人口とニーズ調査から導き出されたサービス利用意向をもとに、計画期間におけるニーズ量を算出しました。算出方法は、以下のとおりです。

#### (1) 算出項目

##### 1 教育・保育施設および事業

	対象事業	対象年齢
1	1号認定（認定こども園（短時部）及び幼稚園） ※専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	3～5歳
2	2号認定のうち、幼稚園利用希望の家庭 (認定こども園（短時部）及び幼稚園)	3～5歳
3	2号認定（認定こども園（長時部）及び保育所）	3～5歳
4	3号認定（認定こども園（長時部）及び保育所+地域型保育事業）	0～2歳

##### 2 地域子ども・子育て支援事業

	対象事業	対象年齢等
1	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
2	妊婦健康診査	—
3	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
4	養育支援訪問事業	0～18歳
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～5歳
6	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	0～5歳
7	一時預かり事業	0～5歳
8	延長保育事業	0～5歳
9	病児・病後児保育事業	0～5歳
10	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	1～6年生

※2「妊婦健康診査」、3「乳児家庭全戸訪問事業」、4「養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童などの支援事業」、6「ファミリー・サポート・センター事業」は、事業形態の性質上、ニーズ調査とは別に量の見込を算出しました。

※「利用者支援事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、新規事業のため、ニーズ調査とは別に量の見込を算出しました。

## (2) 算出方法

まず、コーホート法によって、平成 27 から 31 年度の 0 歳から 11 歳の子どもの人口を推計します。次に、ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型別の児童数を算出しました。

家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から利用意向率を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることにより、量の見込みを算出しました。

※コーホート法…将来人口の推計手法

※教育・保育の量の見込みは、1号、2号、3号別に、提供区域、年度ごとに算出

※地域子ども・子育て支援事業では、事業別に提供区域、年度ごとに算出

## (3) 量の見込みの算出イメージ

### ・家庭類型別児童数の算出

$$\boxed{\text{推計児童数 (人)}} \times \boxed{\text{潜在家庭類型割合}} = \boxed{\text{家庭類型別児童数}}$$

### ・ニーズ量の算出

$$\boxed{\text{家庭類型別児童数}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{ニーズ量}}$$

## 4 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要な認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めました。

(認定区分)

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

## (1) 女満別地区 [量の見込みと提供体制]

### 量の見込み

(単位：人)

		平成27年度					合計	
		1号	2号	3号				
		3~5歳	3~5歳	0歳	1、2歳			
		学校教育のみ	保育の必要性 有り	保育の必要性 有り	保育の必要性 有り			
①量の見込み（必要利用定員総数）		36	90	7	22	155		
②確保の内容	教育・保育施設	170	70	—	—	240		
	地域型保育事業	—	20	7	23	50		
②-①		134	0	0	1	135		

		平成28年度					合計	
		1号	2号	3号				
		3~5歳	3~5歳	0歳	1、2歳			
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り			
①量の見込み（必要利用定員総数）		32	85	7	20	144		
②確保の内容	教育・保育施設	170	70	—	—	240		
	地域型保育	—	20	7	23	50		
②-①		138	5	0	3	146		

		平成29年度					合計	
		1号	2号	3号				
		3~5歳	3~5歳	0歳	1、2歳			
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り			
①量の見込み（必要利用定員総数）		29	78	7	20	134		
②確保の内容	教育・保育施設	170	70	—	—	240		
	地域型保育	—	20	7	23	50		
②-①		141	12	0	3	156		

		平成30年度				
		1号	2号	3号		合計
		3~5歳	3~5歳	0歳	1、2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		29	77	7	18	125
②確保の内容	教育・保育施設	170	70	—	—	240
	地域型保育	—	20	7	23	50
②-①		141	13	0	5	159

		平成31年度				
		1号	2号	3号		合計
		3~5歳	3~5歳	0歳	1、2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		29	78	7	18	132
②確保の内容	教育・保育施設	170	70	—	—	240
	地域型保育	—	20	7	23	50
②-①		141	12	0	5	158

※へき地保育所は特例地域型保育給付対象事業に位置づけられるため、地域型保育の枠としました。

### 確保方策

- ①事業形態については、0～2歳児の利用ニーズについて注視しながら、現状を維持するものとします。
- ②2号ニーズ（3～5歳の保育ニーズ）については、幼稚園+預かり保育で対応することとします。
- ③今後の児童人口減少によっては、施設に遊休部分が生じることが考えられる。減少の度合いによっては、提供区域の見直しが必要です。
- ④就学前の教育・保育の一体的提供のために、現在本町では、保育園から幼稚園に入る際に密な連携を行っている他、様々なケースについて協議会を設けています。  
今後も、幼稚園・保育園の緊密な連携のもと、教育・保育の質の維持向上を図り、小学校への円滑な引継ぎができるよう、よりよい体制を検討していきます。

## (2) 東藻琴地区 [量の見込みと提供体制]

### 量の見込み

(単位：人)

		平成27年度				
		1号	2号	3号		合計
		3~5歳	3~5歳	0歳	1、2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		18	34	4	11	67
②確保の内容	教育・保育施設	71	34	—	—	105
	地域型保育事業	—	—	6	12	18
②-①		53	0	2	1	56

		平成28年度				
		1号	2号	3号		合計
		3~5歳	3~5歳	0歳	1、2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		16	33	4	10	59
②確保の内容	教育・保育施設	71	34	—	—	105
	地域型保育	—	—	6	12	18
②-①		55	1	2	2	60

		平成29年度				
		1号	2号	3号		合計
		3~5歳	3~5歳	0歳	1、2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		15	30	4	10	54
②確保の内容	教育・保育施設	71	34	—	—	105
	地域型保育	—	—	6	12	18
②-①		56	4	2	2	64

		平成30年度				
		1号	2号	3号		合計
		3~5歳	3~5歳	0歳	1、2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		14	30	3	9	56
②確保の内容	教育・保育施設	71	34	—	—	105
	地域型保育	—	—	6	12	18
②-①		57	4	3	3	67

		平成31年度				
		1号	2号	3号		合計
		3~5歳	3~5歳	0歳	1、2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		14	30	3	9	56
②確保の内容	教育・保育施設	71	34	—	—	105
	地域型保育	—	—	6	12	18
②-①		57	4	3	3	67

※女満別地区同様に、へき地保育所は地域型保育の枠で整理しました。

### 確保方策

①事業形態については、現状維持を基本とします。

②2号ニーズ（3～5歳の保育ニーズ）については、幼稚園＋預かり保育で対応することとします。

③今後の児童人口減少によっては、施設に遊休部分が生じることが考えられる。減少の度合いによっては、提供区域の見直しが必要です。

④本地区においては、幼稚園・保育園は同一施設内にあり、日ごろより連携しているだけでなく、業務内容について互いに見学・協議する場を設け、一体的な教育・保育の提供を行っています。今後も、この体制の維持します。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### (1) 利用者支援に関する事業

#### [事業の概要]

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うこと、子どもや保護者から利用にあたっての相談に応じ、適切なサービスを選択し円滑に利用できるよう必要な情報提供・助言を行うこと、関係機関との連絡調整等が主たる事業内容です。新規に法定化される事業であるため、現在、本町では実施していません。

#### [確保方策の考え方]

本町においては、窓口の対応により充足可能な事業であるため、特段の確保方策は行わないものとします。

### (2) 地域子育て支援事業

#### [事業の概要]

地域の身近な場所において、乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を行う事業です。本町では、各地区で1カ所ずつ実施しています。

女満別：子育て支援遊びの広場～めちゃいるど館

東藻琴：わんぱくクラブ～東藻琴生涯学習センター

#### [量の見込みと確保方策]

《女満別》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (月あたり延べ)	258 人日	262 人日	255 人日	245 人日	237 人日
②確保の内容	1 カ所 550 人日				

<参考>

実績 (H25)	1 カ所 320 人日 (月あたり平均)
----------	----------------------

単位について：人日は、町全体での1年（もしくは1か月）の延べ利用日数。たとえば利用者ひとりが、年（月）間で3日利用した場合、3人日と数える。あるいは、利用者3人が、年（月）間1日利用した場合も、3人日と数える。人回も同様の数え方で、1年（もしくは1か月）の延べ利用回数。

## «東藻琴»

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	104 人日	105 人日	102 人日	98 人日	96 人日
②確保の内容	1 力所 180 人日				

<参考>

実績 (H25)	1 力所 109 人日（月あたり平均）
----------	---------------------

※確保の内容は、平成 25 年度において最も利用の多かった月の利用数から算出しました。

### [確保方策の考え方]

現行体制維持を基本とします。

## (3) 妊婦健康診査

### [事業の概要]

妊婦健康診査は、妊娠が正常に経過していることを確認し、胎児異常やハイリスク妊娠の早期発見、妊娠中に発症する各種合併症の発症予防等、母児共に健全な状態で、妊娠・出産を終えられるよう実施するものです。妊婦を対象とした個別健診を実施し、その診査費の一部（一人あたり 14 回分）を公費負担することにより、安全・安心な出産を支援しています。

### [量の見込みと確保方策]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	700 人回 (50 人)	672 人回 (48 人)	644 人回 (46 人)	644 人回 (46 人)	644 人回 (46 人)
②確保の内容	700 人回 (50 人)	672 人回 (48 人)	644 人回 (46 人)	644 人回 (46 人)	644 人回 (46 人)
すべての妊産婦に対し、14 回分の公費負担を実施					

※量の見込みについては、人口推計に基づき算出しています。

### [確保方策の考え方]

すべての妊産婦に対し、公費による一部負担（14 回分）を継続します。

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

### [事業の概要]

母親のメンタルヘルス支援を重点において、概ね生後4か月までの乳児を持つ家庭を対象に、保健師・助産師が「こんにちは赤ちゃん事業」として家庭訪問指導を実施しています。

### [量の見込みと確保方策]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	52人	50人	48人	46人	46人
②確保の内容	52人	50人	48人	46人	46人
全戸訪問の実施					

※量の見込みについては、人口推計に基づき算出

### [確保方策の考え方]

全戸訪問を継続します。

## (5) 養育支援訪問事業等

### [事業の概要]

乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づきケース対応会議を行い、養育支援が必要と考えられた家庭に対しては、専門的な訪問指導を継続的に実施します。また、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関等と連携・協議して、児童虐待の予防、早期発見及び児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応や、児童虐待問題についての市民啓発を実施しています。

### [量の見込みと確保方策]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	5人	5人	4人	4人	4人
②確保の内容	5人	5人	4人	4人	4人
養育支援が必要な家庭に対して訪問支援					

※量の見込みについては、過去の実績より評価・算出

## [確保方策の考え方]

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、また、児童虐待ケースの場合については遅延なく対応できるよう、関係機関が十分に連携し、細かな連絡調整を速やかに実施できる体制づくりに取り組みます。

## (6) 子育て短期支援事業

### [事業の概要]

保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となつた場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業ですが、現在、本町では実施していません。

### [量の見込みと確保方策]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	30 人日	29 人日	27 人日	27 人日	26 人日
②確保の内容	0 力所				

<参考>

実績 (H25)	0 力所
----------	------

### [確保方策の考え方]

量の規模（年間利用見込み 30 人程度）により、児童相談所と連携し実施するものとします。



## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

### [事業の概要]

乳幼児や児童の送迎や一時預かりなど育児の援助を「行いたい人（提供会員）」と「受けたい人（依頼会員）」からなる相互援助活動について連絡・調整を行い、子育て支援を行う事業です。本町では運営委託により1カ所で実施しています。

### [量の見込みと確保方策]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	11 人日	11 人日	10 人日	9 人日	9 人日
利用会員登録者数	8 人	8 人	7 人	6 人	6 人
協力会員登録者数	11 人	11 人	10 人	9 人	9 人
②確保の内容	1 カ所				

＜参考＞

実績（H25）	1 カ所 (H25 年度 活動件数 11 件)
---------	----------------------------

※量の見込みについては、過去の実績より就学児童分のみ算出しています。就学前児童分は、一時預かり事業のニーズと考えます。

### [確保方策の考え方]

有償であることから、受入れ可能数に対する利用が少ない。そのため、今後は利用促進をはかるとともに、幼稚園以外の一時預かりとしても利用してもらえるよう、体制の検討を進めます。



## (8) 一時預かり事業

### [事業の概要]

幼稚園における「一時預かり事業」は、通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。本町では、すべての公立幼稚園において実施しています。

また、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった（未通園の）乳幼児に一時的に保育を行う事業も、本事業に位置づけられます。

### [量の見込みと確保方策]

#### ○幼稚園での一時預かり（幼稚園型：在園児対象）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	20,841 人日	19,351 人日	17,621 人日	17,634 人日	17,748 人日
1号認定による利用	175 人日	150 人日	127 人日	125 人日	127 人日
2号認定による利用	20,666 人日	19,201 人日	17,494 人日	17,509 人日	17,621 人日
②確保の内容 (在園児対象型)	2 力所 24,960 人日				

<参考>

実績 (H25)	2 力所 23,016 人日
----------	-------------------

#### ○幼稚園以外における一時預かり（一般型など）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,096 人日	2,962 人日	2,739 人日	2,650 人日	2,611 人日
②確保の内容	1 力所	1 力所	2 力所	2 力所	2 力所
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	0 力所	0 力所	1 力所	1 力所	1 力所
類似の一時的な預かりの場（ファミリー・サポート・センター）	1 力所				

<参考>

実績 (H25)	0 力所
----------	------

## [確保方策の考え方]

幼稚園在園児に対しては現行体制にて、未通園児の不定期な預かりニーズに対しては、ファミリー・サポート・センターを利用いただけるよう体制整備を行います。

また、今後、未通園児の保育園での預かりについては、実際のニーズを把握することに努め、必要に応じ対応を検討するものとします。

## (9) 時間外（延長）保育事業

### [事業の概要]

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて預かりを行う事業です。現在、本町での実施はありません。

### [量の見込みと確保方策]

#### 《女満別》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	14 人	14 人	12 人	12 人	12 人
②確保の内容	0 人	0 人	12 人	12 人	12 人

#### <参考>

実績 (H25)	豊住保育園において、8 時間を超える保育を延長保育として実施。
-------------	---------------------------------

#### 《東藻琴》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
②確保の内容	0 人	0 人	6 人	6 人	6 人

#### <参考>

実績 (H25)	東藻琴保育園において、8 時間を超える保育を延長保育として実施。
-------------	----------------------------------

### [確保方策の考え方]

量の規模（利用見込み 20 人程度）より、ファミリーサポートセンターの利用を推進しながら、新制度における保育標準時間（11 時間）提供の体制を検討する中で、延長保育についても実施検討を行います。

## (10) 病児・病後児保育事業

### [事業の概要]

病児・病後児について、保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育等をする事業です。現在、本町では実施していません。

### [量の見込みと確保方策]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	37 人日	36 人日	34 人日	33 人日	33 人日
②確保の内容 (※)	40 人日 (1 力所)				
病児・病後児保育事業	0 力所				
子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	0 力所				

※ファミリー・サポート・センターの総キャパシティから、一時預かり、子育て短期支援、延長保育ニーズを控除して見込んだ事業余力

### <参考>

実績 (H25)	0 ヶ所
----------	------

### [確保方策の考え方]

量の規模（年間利用見込み 30 人程度）より、近隣市町と連携して実施する等、町の現状に最も適した方法について検討します。



## (11) 放課後児童健全育成事業

### [事業の概要]

保護者や同居親族の就労または疾病等により家庭が昼間留守等になる児童を対象に、授業の終了後など一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。本町では、2カ所の放課後児童クラブにおいて実施しています。

### [量の見込みと確保方策]

#### 《女満別》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (低学年)	82 人	77 人	77 人	97 人	100 人
量の見込み (高学年)	28 人	27 人	27 人	39 人	40 人
①量の見込み	110 人	104 人	104 人	136 人	140 人
②確保の内容	110 人 (※)	110 人	110 人	140 人	140 人
③ ②-①	0 人	6 人	6 人	4 人	0 人

※実績値より評価・算出

実績 (H25)	女満別児童クラブ (H25 実績 低学年 71 人 高学年 45 人)
----------	--

#### 《東藻琴》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (低学年)	33 人	31 人	31 人	32 人	35 人
量の見込み (高学年)	12 人	12 人	12 人	15 人	18 人
①量の見込み	45 人	43 人	43 人	47 人	53 人
②確保の内容	50 人	50 人	50 人	50 人	60 人
③ ②-①	5 人	7 人	7 人	3 人	7 人

実績 (H25)	東藻琴児童クラブ (H25 実績 低学年 23 人 高学年 10 人)
----------	--

### [確保方策の考え方]

現行体制維持を基本とします。

ただし、女満別児童クラブは大規模クラブであることから、施設や指導員の維持、指導のあり方など、利用児童に対応が行き届くように、工夫と改善に努めます。

また、東藻琴児童クラブは定員を増加し、放課後子ども教室と一体活用ができるように、東藻琴小学校体育館に接続する施設の整備を検討します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

### [事業の概要]

町が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費、給食費等は実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。新規事業であるため、現在、本町では実施していません。

### [確保方策の考え方]

事業の実施に向けて検討します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

### [事業の概要]

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。新規事業であるため、現在、本町では実施していません。

### [確保方策の考え方]

新規参入の事業者があった際に、巡回支援等の支援事業の実施に向けて検討します。



# 第5章 分野別施策の展開

本計画は、次世代育成支援後期行動計画の施策体系にもとづく各事業を踏襲するとともに、平成26年度の次世代法の修正などの視野を加え、以下のように事業を展開することとします。

## 基本目標1 地域における子育ての支援

### 基本施策 ①地域における子育て支援サービスの充実

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
1	子育て支援センター事業	福祉課	・めちゃいるど館、生涯学習センターの両施設内において、子育てに関する相談や育児教室などを行い、今後とも、地域の拠点として、機能の充実を図る。 詳細は、第4章参照	継続
2	ファミリー・サポート・センター事業	福祉課	・ファミリー・サポート・センター事業は、「子育ての支援を受けたい会員（依頼会員）」と「子育ての支援を行いたい会員（提供会員）」との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。 詳細は、第4章参照	継続・拡充
3	子育て支援園開放	教育委員会	・両幼稚園において、未就園児の親子を対象とした子育て支援園開放（年6回）	継続

### 基本施策 ②保育サービスの充実

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
4	教育・保育事業	教育委員会 福祉課	詳細は、第4章参照	継続
5	一時保育事業	教育委員会	詳細は、第4章参照	検討
6	幼稚園による預かり保育事業	教育委員会	詳細は、第4章参照	継続
7	広域保育事業	教育委員会	・他市町村と契約し、広域保育事業を実施	継続
8	託児通所助成事業	教育委員会	・託児所を利用する保護者に対し、利用料の一部を助成	継続

### 基本施策 ③子育て支援ネットワークづくり

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
9	せいかつかんしんガイドブックの作成	福祉課	・保健・衛生・医療・介護・福祉に係るガイドブックを全戸配布	継続
10	子育て支援ネットワーク充実事業・学校教育振興事業	教育委員会	・保護者を対象に、乳児から成人までの子育てに関する助言等を行う社会教育コーディネーターを配置する。 ・不登校、いじめ問題等に対応するために特別支援教育コーディネーターを配置する。	継続

### 基本施策 ④児童の健全育成

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	福祉課	・めちゃいるど館、生涯学習センターの両施設内において、全年齢を対象に健全育成に寄与する。なお、めちゃいるど館での児童クラブは、過密解消を諦るため同施設内にあるクラブを二つに分割し、安全管理に努める。 詳細は、第4章参照	継続・拡充
12	放課後子ども教室（子どもワールド21）	教育委員会	・めちゃいるど館、東藻琴小学校の両施設を利用して、地域住民からなる安全管理員、学習アドバイザーの参画を得て、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	継続
13	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施	福祉課 教育委員会	・放課後子ども教室開催時に、放課後児童クラブを利用する児童も参加できるプログラムを、現在1カ所（東藻琴地区）において実施していますが、今後もこれを維持します。 また、プログラムの実施にあたり、小学校内での活動場所や実施時間などについて、学校・事業者・行政の連携体制を整備し、質の充実に努める。	新規

### 基本施策 ⑤地域力の確保等

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
14	世代間交流事業	社会福祉協議会	・季節的行事等の体験を通して、地域の高齢者等と子どもがふれ合い、交流を図る。	継続
15	総合型地域スポーツクラブ	教育委員会	・町内豊里・住吉地区の住民で構成された総合型地域スポーツクラブ「豊住スポーツクラブ」において、スポーツ活動と連帶あふれる地域づくりに努める。	継続

## 基本施策 ⑥子育て家庭への経済的支援

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
16	子ども医療費助成	福祉課	・乳幼児等医療費の助成（所得制限有り）	継続
17	子育て世帯に対するゴミ袋支給事業	福祉課	・満1歳6ヶ月未満の乳幼児の保護者に使用済み紙おむつの処理に要するゴミ袋を支給 54枚以内（30リットル）	継続

## 基本目標2 母と子の健康の確保及び増進

### 基本施策 ①子どもや母親の健康の確保

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
1	妊婦健康診査	福祉課	・妊婦の健康診査を実施することにより、疾病、異常の早期発見・早期治療や保健指導を行う。 詳細については第4章参照。	継続
2	乳幼児健康診査	福祉課	・乳幼児の発達・発育の確認及び疾病や障がいの早期発見と保護者への適切な支援を行うため、各健康診査を実施（4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児）	継続
3	健康相談	福祉課	・乳幼児の発達・発育、早期療養に関する支援を行う。 ①乳幼児健康相談 ②巡回子ども発達相談	継続
4	健康教育	福祉課	・妊娠・出産を安心して迎えることができるよう支援を行う。 ①母親学級 ②両親学級	継続
5	新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導	福祉課	・安心して妊娠・出産、子育てができるよう訪問による指導を行う。 ①母乳育児の推進 ②育児不安の軽減 妊産婦訪問指導については第4章に詳記。	継続
6	予防接種事業	福祉課	・医療機関との連携により、必要な予防接種の実施	継続
7	歯科保健事業	福祉課	・乳幼児（9～10か月児から5歳児）に係る歯科健診・指導及びフッ素塗布、幼児・児童に係る歯科健康教育	継続

## 基本施策 ②「食育」の推進

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
8	乳幼児健康診査の際の栄養指導	福祉課	・発達に応じた栄養の摂取指導及び適切な食習慣の確立に向けた援助・助言を行う。	継続
9	小中学校の食育の推進	教育委員会	・学校における給食指導や栄養指導の充実、家庭における望ましい食生活や食習慣の啓発、地場産品を活用した学校給食の提供などにより、望ましい食育の推進に努める。	継続
10	食育活動	教育委員会	・農作業、調理実習などの体験を通じた食育活動を、保育園や小学校、中学校と連携しながら推進する。	継続

## 基本施策 ③思春期保健対策の充実

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
11	思春期保健講話事業	福祉課	・中学3年生を対象に、思春期における心と体について、専門家を講師に招き、講演会等を開催	継続

## 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### 基本施策 ①次代の親の育成

- 男女が協力して家庭を築くこと。子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携して推進します。

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
1	異年齢間交流事業	教育委員会	・小中高校生が子どもを産み育てるこの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育・幼稚園児との異年齢間交流を深める。	継続

## 基本施策 ②家庭や地域の教育力の向上

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
2	学社連携・学社融合の推進	教育委員会	・農業体験活動を通じた総合的な学習への支援、郷土学習を通じた地域指導者との連携、社会教育事業を活用した各学校種間の交流推進、教職員と教育委員会職員や地域指導者の相互協力体制づくりなどを通じて、学社連携、学社融合を推進する。	継続
3	地域人材登録と活用	教育委員会	・大空町リーダーネット（人材バンク）の登録の推進、生涯学習ボランティアの組織化などにより、地域人材の登録と活用を図る。	継続

### 基本施策 ③子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 家庭と連携したマナーやルールの定着、メディアとの適切な係わり方や情報モラルの啓発などにより、規範意識の醸成に努めます。

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
4	環境浄化運動の推進	教育委員会	・地域住民の関心を高め、関係機関・団体との連携を強化し、地域が一体となって青少年の健全育成を図る。	継続

## 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

### 基本施策 ①良好な居住環境の確保

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
1	住環境の整備	建設課	・小さな子どもをはじめ、誰もが安全に暮らせるように日常生活のバリアを取り除き、多様な家族構成や、子どもの成長に合わせ、変化に対応しやすい柔軟性のある住宅の整備に努める。	継続

### 基本施策 ②安心して外出できる環境の整備

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
2	歩道の段差解消	建設課	・歩道の段差解消など、町道の未改良部分の整備や歩道の整備、凍雪害防止のための整備を努める。	継続
3	道路環境整備	建設課	・自然環境、町並み景観への配慮及び誘導表示の充実など、人と環境にやさしい道づくりに努める。	継続

## 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

### 基本施策 ①仕事と子育ての両立のための基盤整備

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
1	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	総務課	・男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発を推進する。	継続

## 基本目標 6 子ども等の安全の確保

基本施策 ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
1	交通安全啓発及び街頭指導	住民課	・子どもを交通事故から守るため、学校、交通安全関係団体、警察等との連携・協力体制の強化を図り、交通事故防止対策を推進する。	継続
2	交通安全教室	住民課	・交通ルールの徹底及び自転車の乗り方などの指導を行う。	継続
3	交通安全大会・社会を明るくする運動大会	住民課 福祉課 教育委員会	・町民一人ひとりが交通事故、青少年の非行及び犯罪等日常生活の安全を脅かす事故や犯罪発生の防止を図り、家庭、職場、学校、地域社会が一体となって明るいまちづくりを推進する。	継続

基本施策 ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
4	不審者警戒巡視	住民課 教育委員会	・児童を犯罪等の被害から守るため、青少年育成期間団体、自治会及び行政が連携し、下校時の防犯パトロール（不審者警戒巡視）を推進する。	継続
5	こども110番の家		・緊急避難所となる「こども110番の家」の設置は有効であり、設置場所については児童、保護者及び住民への周知を図る。	継続

## 基本目標 7 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

基本施策 ①児童虐待防止対策の充実

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
1	要保護児童対策 地域協議会の充実	福祉課	・各関係機関との連携を図り、虐待に関する危機感を共有するとともに、個々のケースの支援策を検討し、速やかな対応を図る。	継続

基本施策 ②ひとり親家庭等の自立支援の推進

○ ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、関連事業の周知・利用促進に努めます。

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
2	ひとり親家庭等 医療費助成	福祉課	・ひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る医療費の助成（所得制限有り）	継続

### 基本施策 ③障がい児支援の充実

- 関係機関と連携して、障がいのある子どもの早期発見・早期治療を推進するとともに、乳幼児期からの療養相談を実施します。
- 障がいのある子ども、その家族又は介護者が安心して相談し、必要なサービスや専門機関などの情報提供ができる相談支援体制の充実を図ります。

番号	主な施策名	担当課	事業・施策内容	目標指標
3	重度障がい児（者）家庭等医療費助成	福祉課	・重度障がい児（者）係る医療費の助成（所得制限有り）	継続
4	心身障がい児（者）等旅費助成	福祉課	・心身障がい児（者）等に係る検査、治療及び相談等のための旅行に要する経費を助成	継続
5	通園療育指導訓練事業	福祉課	・発達支援センターの運営に係る経費負担（日常生活における基本的な動作の指導、適応訓練等）	継続

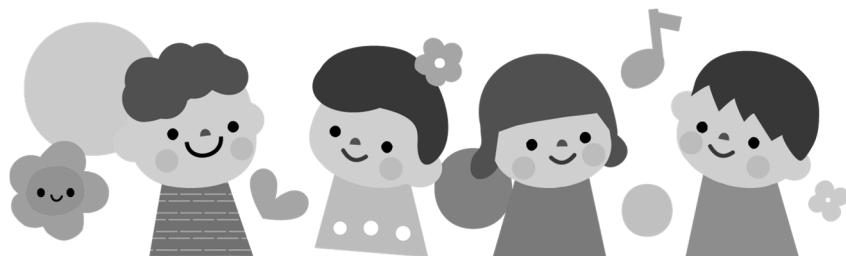


# 第6章 計画の推進

## 1 計画の推進にあたっての役割分担と連携

各施策の推進については、庁内において年度毎に各事業の進捗状況を把握していきます。

施策	事業	担当課・関係機関
① 庁内推進体制の整備  子ども・子育て支援事業計画の進捗状況については年度毎に把握し、計画を総合的に推進するため庁内担当者会議を開催します。	府内担当者会議の開催	福祉課 住民福祉課 生涯学習課 関係各課
②事業計画進捗状況の評価と公表等  計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、関係団体等から意見聴取を行い、施策への反映を図ります。	事業計画進捗状況の評価と公表等	大空町子ども・子育て会議

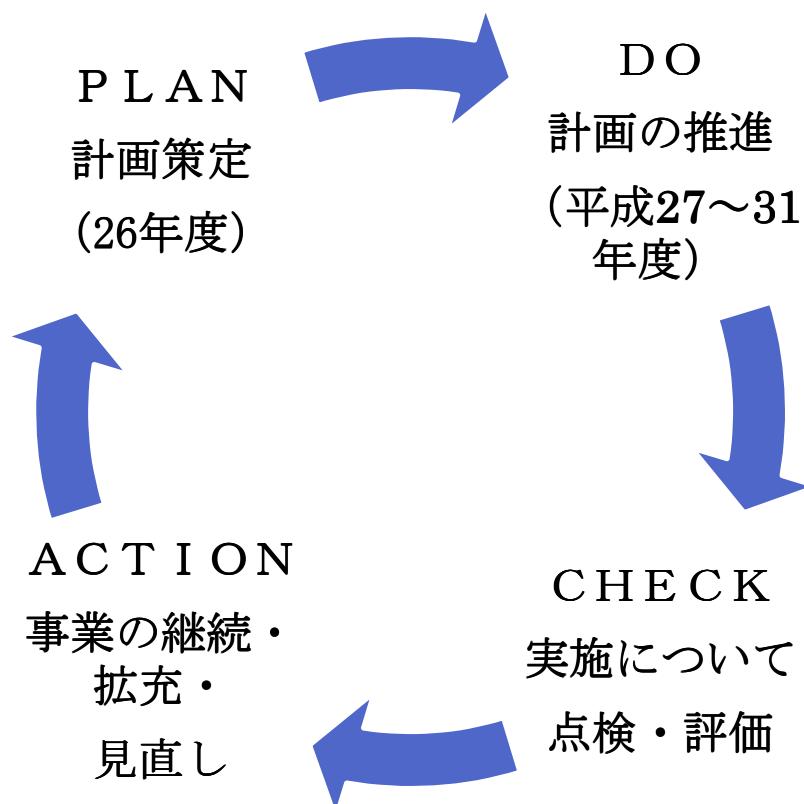


## 2 計画の進行管理

子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、時流にともない変化していきます。

本事業計画を、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくためには、毎年、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直していく P D C A サイクル（※）による推進体制が不可欠となります。

本町では、以下の図のイメージに従い、子ども・子育て会議にて進捗管理や評価を行い、計画を推進していきます。



# **資料編**

# 1 条例

## ○大空町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 19 日

条例第 39 号

### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、大空町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

### (組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 14 人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
  - (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
  - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (3) 子どもの保護者
  - (4) 公募の町民
  - (5) 前 4 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

### (委員の任期)

第 4 条 子育て会議の委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、子育て会議を代表し、議事その他会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は会長が召集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

### (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議での運営に関し必要な事項は、町長が定める。

### 附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

その他、教育・保育に関する関連条例については、以下のとおりです。

- ◆ 大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ◆ 大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ◆ 大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ◆ 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例
- ◆ 大空町預かり保育所条例
- ◆ 大空町立へき地保育所条例
- ◆ 大空町広域入所における保育に関する条例
- ◆ 大空町児童センター条例

## 2 子ども・子育て会議委員名簿

No.	関係団体	委員名	選出区分
1	東藻琴小学校長	池上 正孝	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
2	女満別小学校長	土田 和美	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
3	大空町民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)	中村 貴子	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
4	大空町手をつなぐ育成会会長	三好 清一	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
5	大空町社会福祉協議会(豊住保育園主任保育士)	早川 裕美子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
6	大空町青少年育成協会	大谷 秀之	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
7	東藻琴幼稚園長	中村 るりぢ	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
8	女満別幼稚園長	東海林 良一(H25年度) 三浦 裕幸(H26年度)	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
9	東藻琴小学校 P T A 会長	菅野 宏治	子どもの保護者
10	東藻琴幼稚園父母と先生の会会长	新村 真奈美(H25年度) 伊藤 弥生(H26年度)	子どもの保護者
11	女満別幼稚園父母と先生の会会长	今多 晃子(H25年度) 勝田 蘭(H26年度)	子どもの保護者
12	大空町子ども会育成連絡協議会会长	榎本 晓子(H25年度) 岡内 篤志(H26年度)	子どもの保護者
13	公募町民	赤間 智子	子どもの保護者
14	公募町民	西 伸子	子どもの保護者

### 3 用語説明

ページ	用語	内容
1	核家族	夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみ、ひとり親と未婚の子のみのいづれかの構成の家族。
1	次世代育成支援対策推進法	日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにし、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
1	子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、保育の量の拡充や教育・保育の質の向上、地域の子育て支援の充実を進めていく制度。
1	子ども・子育て支援法	日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。
1	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（子ども・子育て支援法第59条）
10	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のこと。（子ども・子育て支援法第7条）
10	へき地保育所	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島などのへき地で児童の保育を行う施設。
19	一時預かり事業	預かり保育とも言われる。私用等理由を問わずに、保育所等で一時的に子どもを保育する事業。
19	延長保育事業	11時間の開所時間の前後の時間において、さらに概ね30分または1時間の延長保育を行うもの。新制度においては、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う事業。
20	認定こども園	就学前児童を預かる機関のうち、就学前の子どもに教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けた施設のこと。「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地域裁量型」の4つに

ページ	用語	内容
		分類される。
20	地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業等、定員 19 人以下で保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第 7 条)
20	要保護児童	適切な保護や支援が必要な児童をいい、被虐待をはじめ非行、不登校の児童などをいう。
21	保育の必要性	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(子ども・子育て支援法第 7 条)
28	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき市町村に設置される、地域の保健、医療、福祉、教育、警察等の分野の関係する機関(病院、学校、保健所、児童相談所等)及び関係団体(NPO、ボランティア等)などが連携・協力し、被虐待児など要保護児童やその保護者等に関する情報交換や支援内容の協議を行うためのネットワーク。
29	児童養護施設	保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。
29	児童相談所	児童に関する様々な問題について、家族などからの相談に応じ、診断、判定を行い、児童を一時保護し、又は児童福祉施設、里親等への措置等最も効果的な処遇を行い、児童の福祉を図るとともにその権利を保護する機関。
37	特別支援	障がいその他教育上特別の支援を必要とする児童・生徒・幼児に対し、学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るための支援。
37	特別支援教育コーディネーター	障がいのある子どもの教育については、担当する複数の教師、職員、保護者、外部の専門家が連携し協力しながら、子どもの教育ニーズに応じて適切な教育を準備することが求められています。特別支援教育は、LD(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)・高機能自閉症などを含めた障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な支援や指導を通じて行う教育のことで、特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として、位置づけられます。
37	放課後子ども教室	小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに行う学習やスポーツ・文化活動等の取組を支援する事業。
38	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査は、母子保健法第 12 条及び第 13 条の規定により市町村が乳幼児に対して行う健康診査。乳幼児健康診断、乳幼児健診とも称される。検査年齢は、乳児(1歳未満)、幼児(1歳6ヶ月)、幼児(3歳~4歳)となっている。
38	フッ素	歯垢の発生や歯質の強化に効果があるとされる成分で、フッ素化合物(フッ化物)は歯磨剤などに配合されます。
38	食育	子どもの心と身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活をめざすとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を

ページ	用語	内容
		延ばすため、「食」に対する考え方を育て、「その選択を手助け」することを行ふこと。
39	情報モラル	情報社会の中で適正な活動を行うための基盤になる考え方と態度。
40	バリア	ここでは、障がい者や高齢者などの社会的援護の必要な人が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を指す。物理的な障がいを取り除くことに対し「バリアフリー」という言葉が用いられる。
40	男女共同参画	男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的、文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うこと。
40	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	この実現は、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く人一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることにつながります。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会の在り方に関わる重要な課題です。平成19年12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方の代表などの合意のもと、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、めざすべき社会の姿や、企業・働く人・国・地方公共団体が果たすべき役割などが具体的に示されました。
41	こども110番の家	子どもが身の危険を感じたときに、地域住民の自主的な協力の下でこれを保護するとともに、警察等へ通報を行う緊急避難場所を確保するため、通学路や児童公園の周辺に設置されたもの。
41	発達支援センター	発達の遅れまたは障がいのある児童とその家族の相談支援及び発達支援を行う機能を備えた施設ないし機関。
46	特定教育・保育施設	施設型給付費の支給を受ける認可、確認を受けた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）。
46	特定地域型保育事業	地域型保育給付費の支給を受ける地域型保育（家庭的保育、小規模保育等）を行う事業。
46	家庭的保育事業	研修を受けた保育士や育児経験者（いわゆる保育ママ）が居宅やその他の場所において、保育所の技術的支援を受けながら、少人数の保育を行う事業。
46	児童センター	小型児童館（小地域を対象とした児童館）の機能に加えて、遊びを通じての体力増進を図ることを目的とする事業・設備のある施設。
47	民生委員児童委員 主任児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域で住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。民生委員は児童委員を兼ね、児童委員は地域の子どもたちの見守りや子育ての不安などの相談支援等を行う。一部の児童委員は児童に関する仕事を専門に担当する主任児童委員の指名を受けています。